

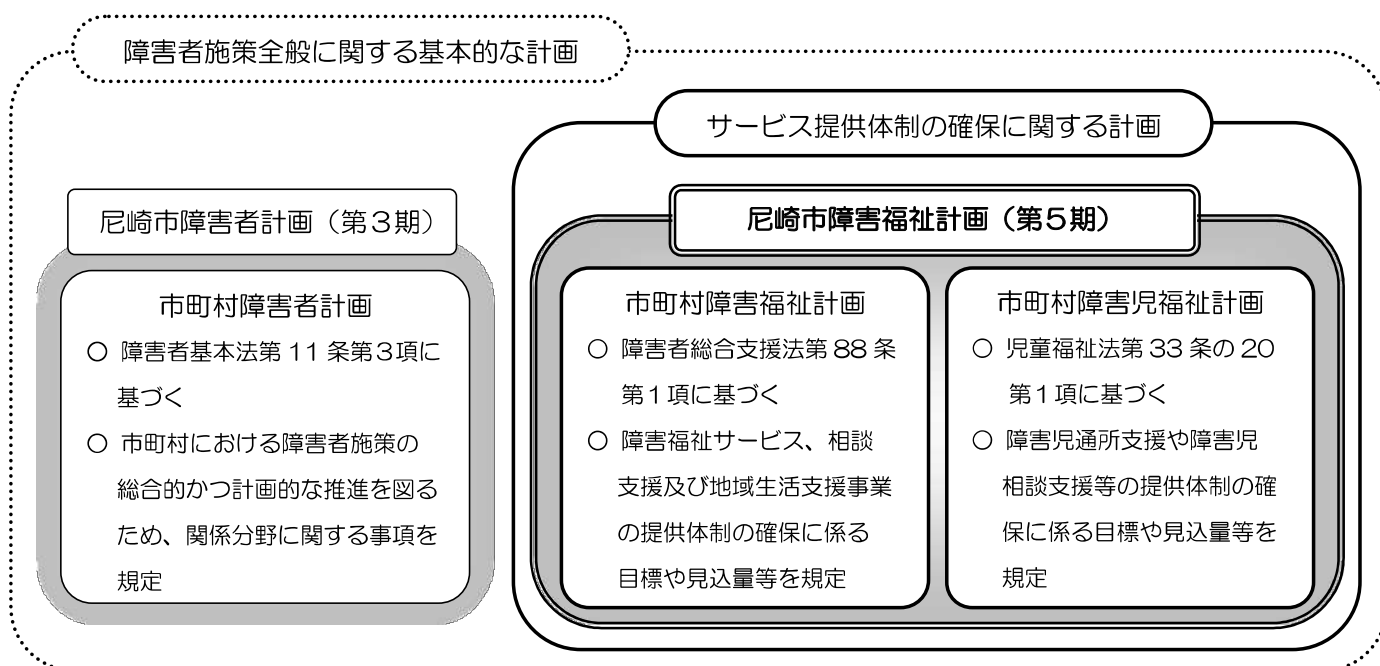
# 第 2 章

## 計画の性格

# 1 計画の位置付け

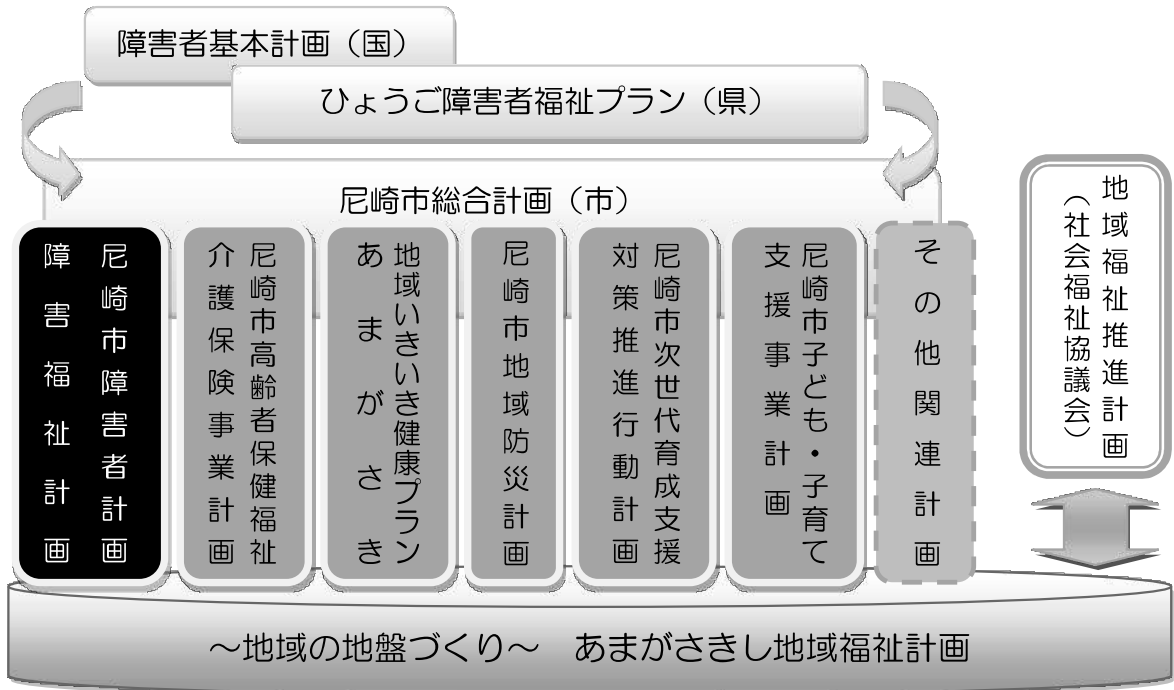
本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画をあわせ持つ計画として策定したもので、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として位置付けられるものです。

また、本市では、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画である本市障害者計画を本計画と一体的に策定しており、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けています。



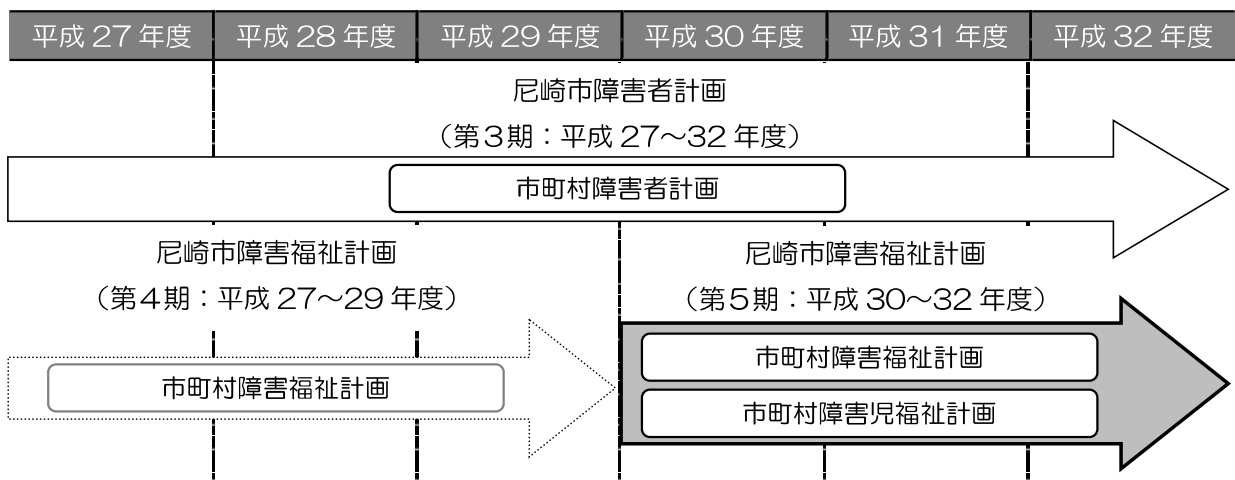
## 2 他計画との関連

本計画は、尼崎市のまちづくりの方向性を示す「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、本計画の内容は、「あまがさきし地域福祉計画」、「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画と整合性を持ったものとしします。



## 3 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。



# 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会」において調査・審議を行うとともに、専門分科会の下に「計画策定部会」を設置することで、集中的かつ効率的な審議を行ってきました。これらの会議体に、障害のある人またはその家族の方々にも委員として参画いただくことで、当事者等のご意見を反映しています。

また、当事者や様々な立場の関係者で構成する「尼崎市自立支援協議会」にも報告等を行い、地域の実情や課題等も踏まえたご意見をお聴きしています。

庁内においては、「尼崎市障害者福祉施策推進会議」により、関係部局との協議を行っています。

## ■計画の策定体制図

